

令和5年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日 時 令和6年1月26日（金）14時00分～16時10分  
場 所 与野本町コミュニティセンター多目的ルーム（小）

【出席委員】（敬称略）

石山 麗子、鵜籠 雅之、大麻 みゆき、大熊 克信、長田 恭子、川嶋 啓子、  
笹川 裕之、品川 惣壽、銭場 信雄、滝澤 正文、田口 明美、新泉 真砂子、  
齋島 孝雄、卷 淳一、三次 宣夫

【事務局】

福祉局長寿応援部：兼山部長

いきいき長寿推進課：岩瀬課長、佐藤主幹、坂口課長補佐、高橋課長補佐、土屋主任、重吉主任、  
池田主事、鹿島主事

高齢福祉課：矢田部課長、古賀主任

介護保険課：石渡課長

区高齢介護課：原田課長補佐（西区）、川原課長（北区）、百澤課長（大宮区）、  
嚮田課長（見沼区）、井上課長（中央区）、飯塚課長（桜区）、  
宮嶋課長（浦和区）、中山課長（南区）、熊倉課長（緑区）、  
小野課長（岩槻区）

【傍聴人】 3名

議事録

1. 開会	
司会（事務局）	令和5年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会 開会。 配布資料の確認。 ・次第 ・令和5年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会 事前送付資料 欠席者の報告。 運営協議会について設置要綱などで説明。
2. 議題	
議長	本会議の公開。 ・傍聴人の人数を10人と定め、傍聴の許可は先着順 ・3人の傍聴人入場

	議題（１）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について。
議題（１）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について	
事務局（介護保険課）	<p>介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施しているが、介護保険法第115条の23第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に事務の一部を委託することができる、とされている。</p> <p>委託にあたっては、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない、と定めている。</p> <p>資料12ページにある計5か所の居宅介護支援事業所は、令和5年12月から令和6年1月にかけて動画視聴形式で実施している「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、また、これらの事業所は、業務改善等の勧告・命令を受けておらず、居宅介護支援事業所として厚生労働省令で定める介護支援専門員の人員基準を満たしているため、承認を求めるものである。</p>
議長	議題（１）について意見、質問はあるか。
配島委員	事業所の承認については賛成である。本質的な話として、事業所の数はもとより、働いているケアマネジャーの数が減っているのではないかと思う。ケアマネジャーが不足していることに対する現状をどう分析しているのか教えてほしい。
事務局（介護保険課）	大幅に減少または増加しているということはないが、ケアマネジャーから、ケアマネジャーの成り手が少ないという話は聞いている。
議長	ケアマネジャーの不足は全国的な課題となっている。国として対応すること、市、区、事業所として対応することそれぞれあり、協力して対策を講じていく必要があると思う。
滝澤委員	指定介護予防支援事業所の承認は、年に1回開催する研修を受講することが前提だったと思う。今回は5事業所だが、昨年度の第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会では17事業所あり、減少している。研修の回数を例えば年2回にするなど考えているのか。
事務局（介護保険課）	今年度から承認の議題を第1回運営協議会でも提出しており、1

課)	4事業所の承認をいただいたため、今回の5事業所を合わせると承認を受けた事業所の数は昨年度と同数である。 また、研修の回数は、現在、1年に2回実施している。
議長	市内の指定居宅介護支援事業所のうち、予防の委託を受けていない事業所は比率でいうと、何割ぐらいか。
事務局（介護保険課）	大部分の指定居宅介護支援事業所が介護予防支援業務の委託を受けていると認識している。
議長	議題（1）について承認してよいか。
各委員	（異議なし）
議長	次に、議題（2）令和5年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について。
議題（2）令和5年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について	
事務局（西区 高齢介護課）	西区連絡会の主な報告は2点。 1点目は、16ページの上半期地域包括支援センターの事業実績に関して、コロナが5類に移行したことにより、地域支援会議や介護者サロンの回数が増加している。引き続き、多くの方に参加いただけるよう広報活動に努める。また、総合相談業務も両包括とも前年度より増加しており、来所に加えて訪問の件数も増加となっている。委員からは、介護者サロンにて実際に介護をしている方からの話を聞くことは良い勉強になるとの意見や、ヘルパーやケアマネジャーが何処も不足しており、これからも国に働きかけてほしいとの意見があった。 2点目は、17ページの地域支え合い推進員の活動報告に関して、地域活動に出向き地域の良さや課題について共有している。介護予防の意識の高まりにより、百歳体操の需要が高くなっており、新たなグループの立ち上げなどを支援しつつ、地域リハビリテーション支援も活用している。移動支援事業では、利用者が減少傾向にあり、例えば、家族の支援を受けている、ネットショッピングを利用している方が、新たに移動支援を利用したいものの予約が手間である、外出の準備が面倒との理由で利用を控えてしまう方がいる一方で、この移動支援事業は「大変助かっている」方もおり、リピーターにもつながっているとの声も頂戴している。委員からは、移動支援を頼りにしている方もいるので、支援が無くなることは避けなければならないとの意見があった。
事務局（北区 高齢介護課）	北区連絡会の主な報告は3点。 1点目は、21ページ「2 令和5年度上半期事業報告について」

	<p>の中で、22ページの「月次報告書について」に関して、各包括からケアマネが不足している状況が報告された。前回の北区連絡会でも上げられており、ケアマネ不足は引き続き大きな問題と認識している。</p> <p>2点目は、同じく「月次報告書について」から、総合相談業務において認知症に関する相談が増えているとの報告があった。委員からは、「認知症に関する相談が増えているが、認知症については、正しく理解しないと、当事者が社会から孤立してしまうので、認知症に対して正しい理解を広めることが大事である。また、今年6月に認知症基本法が制定され、認知症への理解を深める環境づくりが求められる。」という意見をいただいた。</p> <p>3点目は、26ページの「5 その他」において、さいたま市で実施しているもの忘れ検診の認知度が低く、もの物忘れ検診の受診率の低さなども課題との報告があった。委員からは、「市の事業であるもの忘れ検診の周知が不十分であるという課題があったということは、周知方法を考えていかなければいけない。認知症の早期発見と対応が重要であり、早めに病院に行くという環境作りは、行政含めて対応していく必要がある。」という意見をいただいた。</p>
<p>事務局（大宮区 高齢介護課）</p>	<p>大宮区連絡会の主な報告事項は3点。</p> <p>1点目は、28ページの「2 令和5年度各地域包括支援センターの上半期事業報告について」から、地域支援個別会議及び地域支援会議を通じて見えてきた「あったらいいな」と思われる社会資源や仕組みについてである。「行きたいときにふらっと行けて、食事やコミュニケーションができる場があるとよい」「散歩のイベントがあると、それに参加するという目標ができるのではないか」「体操や会話、おもてなしなど、好きなことが披露できる場があるとよい（絵手紙の展示、料理をふるまう等）」「状態に応じた運動の場や趣味活動など、外出しやすい環境づくりができるとよい」「歩行能力を維持し、自力で通うことが続けられるような仕組みがあるとよい」「通いの場へ継続して参加できるような移送手段の確保ができるとよい」等、多くの意見をいただいた。</p> <p>2点目は、31ページの「3 令和5年度各地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の上半期活動報告について」からである。東部圏域では、スターバックスジャパン株式会社の協力を得て開催している「オレンジカフェ」について、民生委員の方々に参加いただくことにより、参加者が定着し、地域の中の大切な居</p>

	<p>場所として認知されつつある、との報告があった。西部圏域では、川柳の募集・冊子発行を継続して実施しており、応募した地域の方々から「考えることが脳トレになっている」「川柳のサークルがあったらぜひ参加したい」といった声が上がっているとのことであった。地域との交流を深める有効なツールとなっている様子が伺えた。</p> <p>3点目は、33ページの「5 その他」から、介護予防活動や地域の交流の場として使用されている公園について、ベンチや照明の増設要望を受ける部署がわかりにくい、地域活動の場として継続的に使用するためにも、わかりやすく、相談しやすい体制にしてもらいたい、との意見があった。また、敬老会や防災訓練などのイベントを中学校で開催した際に、中学校の先生や生徒、PTA関係者が会場設営など協力して下さり、有意義な多世代交流の場となった、との話もあった。さらに、「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、食生活の見直しを主として健康な暮らし作りに取り組んでいる「食生活改善推進員」の活動を積極的に周知し、多くの方の介護予防活動に活かしてもらいたい、という意見や、近所のお店が少なくなり、家から出ない方が増え、その結果、歩行機能に不安を感じている方が増えている、趣味活動や体操のサークルも良いが、ただただおしゃべりをするだけの場があってもよいのではないか、との意見があった。</p>
<p>事務局（見沼区 高齢介護課）</p>	<p>見沼区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、36ページの令和5年度上半期事業報告について、各包括ともコロナ禍で長らく休止していた認知症カフェを再開し、ミニイベントや開催場所を喫茶店にするなど工夫を凝らしており、参加者からも好評を得ているとのことであった。また、総合相談件数は横ばいもしくは増加しており、状況が悪化してからの相談も目立ち、対応に多くの労力を要しているが、相談対応の積み重ねにより関係機関との連携が取れるようになってきたとの報告もあった。</p> <p>2点目は、37ページの地域支援会議・協議体からの報告であるが、地域コミュニティ全体が高齢化していく中で、担い手の負担をどのように減らしていくか、また、若年層にどう働きかけていくかという課題について、複数圏域の地域支援会議等において協議いただいております、そのなかで、人生会議を自治会や社協の会合でも周知してはどうか、認知症サポーター養成講座を小学生だけでなく中・高校生にも広げてはどうか、といった提言や、また、乗り合いタク</p>

	<p>シーのサービスの在り方について個人宅を回れるようにしてほしい等の意見があったことが報告された。</p> <p>3点目は、区及び包括が行っている介護予防のための地域支援個別会議について、会議概要及び各地域包括支援センターにおける実施状況を説明した。助言者として同会議に出席している委員より、低栄養を防ぐためのバランスの取れた食事摂取や、「食べること」そのものが様々な面で健康維持に及ぼす影響の重大性について、高齢者及び支援者ともに意識を変えていくことが重要であるという意見を頂き、認識を共有した。</p>
<p>事務局(中央区高齢介護課)</p>	<p>中央区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目、40ページに記載の「令和5年度地域包括支援センター上半期の運営状況」の報告であるが、総合相談業務の相談件数は、コロナが5類に移行したことに伴い、両包括共に増加傾向となっている。特に、来所者数については、昨年の約2倍に達し人流の活性化によるものと考えられる。なお、相談内容については、コロナで外出機会が失われたことによる健康状態の変化に関する相談や要介護認定の申請方法などが主なものとなっている。</p> <p>続いて、2点目、42ページの「個別事例から見える地域課題」の権利擁護に関しては、対象者が認知症であることが共通している。特に、高齢者虐待の事例では、8050問題や9060問題が関係していることが明らかで、地域からの孤立や家族間の関係性が悪化しているケースが多く含まれている。例えば、同居家族に介護や生活支援の協力を得ようとしても、生活が困窮していて協力関係が築けず、ともすれば虐待案件に匹敵するような事案であったとしても、当の家族は自覚や虐待の認識がない、そのようなケースが目立ってきている。また、消費者被害の事例では、認知症で判断能力の低下がみられる方が自宅の修繕契約をしてしまうことや、訪問買い取り業者いわゆる、押し買い業者が自宅に訪問し、本人が納得していないにも関わらず、勝手に買い取ったことにして持ち去る、そのような被害が増えてきている。独居の方の現状把握はとても難しく被害を未然に防ぐためには、通い慣れたサロンなどで個別に状況を確認する、また、民生委員や自治会などの地域の代表者を通じて地域に消費者被害の最新情報を発信していくことが重要になる。地域支援会議では、移動手段に関心が高まっている。高齢者が家族や介護ヘルパーに頼らずに自分が行きたい場所へ自分の力を使って移動できる方法を見つけていくことが大切で、その手段の1つとし</p>

	<p>て、「シニアカーや三輪自転車」の利用に注目が集まっている。駐輪場や道路整備など安全で利用しやすい環境を整えば、移動問題の解決の糸口になってくるのではないかと、また、この移動手段が普及することで高齢者を運ぶ手間を省くことができるようになり、「人手不足」の解消も期待が持てるようになるのではないかと、そのような意見がでてきている。その他「人手不足」の解消という点においては、在宅介護のご家族や地域住民にとってちょっとした介護の技術や知識を気軽に学ぶことができる機会が少なく、家族介護の手助けとなるような「市民講座」がもっと地域で開催されるようになれば、介護ヘルパーへの負担も自ずと減らすことができるようになり、「人手不足」の緩和に繋げられるのではないかと、そのような様々な意見がこの地域支援会議からあがってきている。</p> <p>続いて、3点目、43ページの「令和5年度上半期地域支え合い推進員活動報告」の中で、高齢者の居場所づくりと多世代交流に関する今後の支援のあり方について、中央区の北部圏域は、大きな商業施設や民間企業が数多く集積していて地域との関わりが深まってきている。例えば、「埼玉トヨペット」では、運動中心の自主グループが交流する通いの場として、長らく活動場所を提供いただいているので、引き続き協力関係を築いていく中で、「認知症フレンドリー企業」の団体登録に向けて調整を図っていくこととしている。また、高齢者と若者世代との世代間交流では上落合にある、日本赤十字看護大学を中心に高齢者にスマホの使い方を教える学生ボランティアを募集して、スマホ教室を開催するなど学校が地域との関わりを持ち始めている。これからも高齢者のデジタルデバイドの解消や社会参加など支え合いのまちづくりに向けて、看護大学との連携を深めていくことが必要で地域からも求められている。</p>
<p>事務局（桜区 高齢介護課）</p>	<p>桜区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、48ページの「2 令和5年度上半期一般介護予防事業の実施状況」に関して、今年度は、一般介護予防事業のますます元気教室の会場を、公民館のほか、近隣に公民館がない新開地区の方が教室に参加できるように「障害者支援施設しびらき」で実施した。施設通所者が使用していて実施できる場所がないのではというご意見があったが、施設側と調整して、活動場所が別になるように実施した。</p> <p>2点目は、49ページの「3 介護予防支援業務の公正・中立性の評価」に関して、北部圏域、南部圏域どちらの包括も判定基準値</p>

	<p>を下回っており偏りがないことを確認した。包括からは、現在、ヘルパー不足により、介護予防訪問介護事業者が決まりづらくなっているため、今後は占有率が上がってくるのではないかという報告があった。</p> <p>3点目は、「4 地域包括支援センターにおける地域課題」に関して、北部圏域も南部圏域もケアマネジャーやヘルパー不足により、事業所を探すことに苦慮していて、サービス利用が遅くなってしまうことがあるという報告があった。</p>
<p>事務局（浦和区 高齢介護課）</p>	<p>浦和区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、53ページ「1 地域包括支援センターの上半期事業報告」について、4圏域の報告を記載しているが、まとめた形で説明する。3圏域において総合相談件数が増加傾向にあり、権利擁護相談の高齢者虐待においては、医療も含めた関係機関の連携が重要であること、介護者が認知症を受け入れられずに虐待に及ぶケースもあることから認知症の正しい理解が必要であると、報告があった。介護者サロンでは、男性参加者の関心が湧くようなサロンの工夫、4包括合同で「ケアラー支援」をテーマにケアマネサロンを開催したとの報告があった。認知症高齢者の支援では、チームオレンジ発足に向けた検討会の開催や認知症初期集中支援チームとの連携を強化したいとの報告があった。意見としては、さいたま市の移動支援事業を利用したいが、車の手配や運転手の確保が困難であること、ケアマネ不足が加速すると介護サービスに影響が出ることへの心配の声があった。</p> <p>2点目は、55ページ「2 地域支え合い推進員の上半期活動報告について」である。どの圏域においても百歳体操の継続支援を行っていること、南部圏域では、高齢者のICT活用促進のため、百歳体操自主グループにスマホ講座を案内し、好評を博したとの報告があった。報告を受け、地域で協力し合い、介護者サロンやオレンジカフェをもっと増やし、高齢者が安心して集える場所を作っていくことが必要であるとの意見があった。</p> <p>3点目は、56ページ「5 議題 認知症の人も含めた共生社会（地域）づくり」に関して、さいたま市の認知症施策の基本的な考え方と区地域包括支援センターの取り組み状況を説明した。それを受け、認知症について、小・中学校などで教育の一環として取り入れたら効果的ではないか、また、大人でも偏見をもった方もおり、正しい理解の普及啓発が必要であるとの意見があった。また認知症</p>

	<p>である本人がサロンに通い易くするために、交通手段も含め、行政、包括と地域の人々が一体となった体制づくりが必要であるとの共通認識を図った。</p>
事務局（南区 高齢介護課）	<p>南区連絡会の主な報告は5点。</p> <p>1点目は、58ページの「令和5年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会報告」に関して、運営協議会会議録に沿って各議題の概要について報告した。</p> <p>2点目は、同じく58ページの「令和5年度上半期事業報告」に関して、各包括から（地域におけるネットワーク構築の）地域活動に力を入れているとの報告があった。一方、課題として、介護予防マネジメント業務において、居宅介護支援事業所の閉鎖やケアマネ不足により委託先不足が深刻であるとの報告があった。</p> <p>3点目は、60ページの「介護予防支援事業業務の公正・中立性の評価」に関して、各包括とも適切に業務を実施していると評価した。</p> <p>4点目は、同じく60ページの「令和5年度上半期地域支援会議の報告」に関して、各包括とも地域支援会議において地域の方から様々な意見や要望が出ている。その中で、圏域内は共働き世帯が多く地域の繋がりが希薄になっており、地域の行事に参加するのはほぼ同じ人である、また、若い人が自治会に加入しないという実情があり、南区に対して興味が湧く街づくり、魅力ある街づくりが必要ではないかとの意見があった。</p> <p>最後に5点目は、61ページの「高齢者生活支援体制整備事業」に関して、各包括から地域支え合い推進員が行った具体的な取り組み事例についての報告があった。まず、市内初となるチームおれんじを立ち上げた。今年度の新たな取組としては、営業を休止している店舗のスペースを活用し、子ども食堂オープンのための支援を行った。また、地域包括支援センターの周知拡大と高齢者が外へ出るためのきっかけ作りを目的として、昨年度に引き続き、クイズラリーやスタンプラリーを実施した。</p>
事務局（緑区 高齢介護課）	<p>緑区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、65ページ、包括の事業実績報告の中での意見。報告書の具体例として、権利擁護の報告の中に、地域の方から包括への連絡によって支援に繋がったケースがあった。このような事例から、地域包括支援センターの地域への周知が、「地域の見守りの目」を広げることにつながり、非常に重要であることが改めて共有さ</p>

	<p>れ、これからも周知活動を継続して行っていくことが確認された。</p> <p>2点目は、66ページ、地域支援会議での意見。ページの一番下、質問・意見等（北部回答）のところで、公民館は自分の足で行ける身近な場所であり、利用している高齢者の様子を包括と情報共有することで、地域で気になる方の見守りに繋がる、という意見があった。公民館の方でもポスター掲示などで包括の周知を行っていき、今後も包括と公民館との連携を深めていく。</p> <p>3点目は、68ページの下段、質問・意見等で、支え合い推進員の活動状況報告から、介護予防教室等の参加者が、毎回同じ顔触れになってしまう傾向がみられるという報告があった。これについては、自主グループ交流会などで各グループ間の情報交換を行い、お互いの理解を深め教室等の情報共有を行うことや、今後も市報等広報内容の工夫・活用を検討していきたいと考えている。</p>
事務局（岩槻区高齢介護課）	<p>岩槻区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、72ページの「令和5年度上半期介護者サロンの実施状況」に関して、中部圏域管理者より、3圏域共催によるチームおれんじについて、「認知症本人の希望等を発信していくため、本人ミーティングを立ち上げた。当事者、介護者、関係者で打合せを重ね、チームおれんじ『えがお』と命名。継続開催予定である。」との報告があった。</p> <p>2点目は、74ページの「地域支え合い連絡会の報告」に関して、南部圏域管理者より、オレンジカフェ in 目白大学の企画・運営に係る協議体の開催について、「前年度より目白大学の教授や学生等のご協力により、学食を楽しみながらのオレンジカフェ開催に向けて打合せを重ね、カフェの愛称を『目白のわ』と決定。第1回開催を迎えることができ、好評だった。」との報告があった。</p> <p>3点目は、74ページのその他岩槻区の地域課題解決へ向けた検討・取組に関して、事務局より報告をした。各圏域の地域包括支援センターが開催する「介護予防のための地域支援個別会議」の事例について2年間集計・分析した結果、栄養に関する事例が多く、共通課題として「高齢者の食事にはタンパク質が足りない」ことが見えてきた。そこで開催数・参加者数の多い一般介護予防事業「ますます元気教室」において、運動と筋肉、タンパク質摂取に密接な関係・重要性があることを普及・説明する機会の充実を、委託内容へ追加する旨の提案を挙げているところである。具体的には、教室の機会を活用し、簡単で取組みやすくタンパク質摂取が身近になるよ</p>

	うな周知を繰り返していきたいと考えている。委員より、「わかりやすくインパクトのあるチラシや、専門職向けの研修の機会が欲しい。」という意見があった。意見を踏まえて、岩槻区では1月開始の「ますます元気教室」参加者に対し、既存の栄養に関するチラシを活用し、タンパク質摂取の呼びかけに取り組んでいる。
議長	議題（2）について意見、質問はあるか。
鶴籠委員	北区の報告にあるとおり、民生委員から単身の高齢者や高齢者世帯に関する情報を地域包括支援センターや行政へ提供してもその後のフィードバックがないというのが現状である。個人情報保護の点から難しいかもしれないが、情報提供を求めたら教えてもらうことはできないのか。
事務局（北区高齢介護課）	可能な限り対応していきたいと考えている。
品川委員	さいたま市の地域の活性化のために、自治会、老人クラブ、地区社協や地域包括支援センター等が地域を活性化するための取り組みを明確にしてもらいたいと思っている。高齢者が社会参加し、地域が活性化するような活動を計画的に続けてもらいたいと思っている。
新泉委員	<p>前回の会議で、介護予防教室等に看護学生が参加できるとよいと提言したが、今回の報告の中で実現できており嬉しく思う。</p> <p>各区の報告を聞いていると、いきいき百歳体操や介護者サロン等を多岐に活動していることが分かるが、参加者を増やすために、例えば買い物に使えるポイントが貯まる等、参加するメリットを付与した方がよいのではないかと。</p> <p>また、介護予防教室や介護者サロン等に民間企業を活用している報告もみられたが、さらに活用を促し、地域が活性化していけばよいと思っている。</p>
議長	各区の報告の中で民間企業と連携しているという情報はいくつか見られた。民間企業の力を借りることで、参加者へ介護予防教室や介護者サロンへ参加するメリットを付与できれば、地域の活性化にもつながるのではないかと。
大熊委員	介護予防のための地域支援個別会議の報告について、地域課題の報告が何件か挙げられているが、大宮区や岩槻区ではより具体的な課題を挙げており、助言者として参加している立場から感謝したい。会議で挙げられた課題については、課題の解決に向けて取り組むようお願いしたい。ケアマネジャーは限られた時間の中で会議に

	参加しているため、課題に対する解決策が検討され、実現していくことを期待したい。
川嶋委員	サロンや介護予防教室を開いても、現地へ行く移動手段がないという声をよく聞く。移動手段がなければこちらから出向き食事に関する助言等を行えるため、そのような高齢者に対して周知してもらいたい。
議長	理学療法士、栄養士の立場から意見をいただいたが、国ではリハビリテーション、栄養、口腔が連携し一体的に取り組むことを推進している。口腔の観点で巻委員から意見はあるか。
巻委員	<p>歯科医師会ごとに、高齢者等に対応する窓口がある。歯科医院へ通えない方は訪問するサービスを実施しているが、周知が行き届いていないためか、依頼件数が大きく増えているわけではない。</p> <p>この訪問歯科検診は、今までは保健センターを通して実施していたが、来年度からは歯科医院が希望すれば保健センターを通さずに実施できるよう、市と調整している。要介護者等の、口腔に係る健康管理に関しては協力をしていきたい。</p>
議長	<p>地域包括ケアシステムを推進するうえで、専門職の力を生かし高齢者が元気に活動できる地域を作っていけたらと思う。</p> <p>議題（２）についてよろしいか。</p> <p>次に、議題（３）令和６年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）について。</p>
議題（３）令和６年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）について	
事務局（いきいき長寿推進課）	<p>地域包括支援センターの運営方針については、地域包括支援センターの運営において求められる基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施、及び適切、公正かつ中立な運営に役立つことを目的として、策定をしている。令和６年度の運営方針については、社会情勢の変化等を踏まえ、修正を行いたいと考えている。</p> <p>資料は、７７ページに令和５年度運営方針からの変更点をまとめており、下線部が変更箇所となっている。また、７９ページから８４ページまでは、変更点を踏まえた令和６年度運営方針案となっており、こちらも下線部が変更箇所となっている。</p> <p>まず、７９ページについて、運営方針の表紙の年度の修正を行った。</p> <p>次に、８０ページの「２．高齢者の自立支援・重度化防止の推進」について、厚生労働省の通いの場の類型化により、住民以外の様々</p>

	<p>な主体が認められるようになったため、文言を削除した。また、新型コロナウイルス分類変更により、再開した通いの場の支援を継続する必要性が高まっており、文言の追加を行った。</p> <p>同じく80ページの「3. 日常生活を支援する体制の整備」について、記載内容の変更はないが、運営方針内の表記の統一を行った。</p> <p>次に、83ページの「8. 認知症高齢者等支援」について、令和6年1月に認知症基本法が施行されたことを受け、冒頭に「法の基本理念にのっとる」旨の文言を追加した。また、令和5年11月から本市におけるチームオレンジが事業開始したことを踏まえ、認知症地域支援推進員が兼務するチームオレンジコーディネーター及びチームオレンジの推進についての文言を追加した。</p> <p>最後に、84ページの「9. 高齢者生活支援体制整備」について、現状の運営体制に合わせる形で文言を修正した。以上が変更点となる。</p> <p>なお、1月26日時点において、国から運営方針の改正に影響がある通知等は発出されていないが、本運営協議会終了後に、国の通知等により運営方針を改正する必要性が生じた際には、事務局預かりとして改正させていただき、次回の地域包括支援センター運営協議会で報告させていただく。</p>
議長	議題（3）について意見、質問はあるか。
滝澤委員	変更点の78ページについて、「等」を新しく追加しているが、具体的にどのようなことを想定し追加したのか。
事務局（いきいき長寿推進課）	地域活動の他、医療情報や民間サービスの情報など、さまざまな情報を想定している。
靄島委員	<p>84ページのチームオレンジの推進について、今後、立ち上げて初めて見えてくる課題が出てくると思うが、地域包括支援センターの中で情報共有してもらい、立ち遅れることのないよう全市で取り組んでもらいたい。</p> <p>また、チームオレンジの立ち上げと維持について、地域包括支援センターはどのような役割を担うのか、事務局でよく検討してもらいたい。</p>
議長	議題（3）について承認してよいか。
各委員	（異議なし）
議長	次に、報告（1）南区東部圏域地域包括支援センター社協みなみの移転について。
3. 報告	

報告（１）南区東部圏域地域包括支援センター社協みなみの移転について	
事務局（南区高齢介護課）	<p>８７ページ、南区東部圏域地域包括支援センター社協みなみの移転の報告について、令和５年１０月１４日に南浦和駅東口から徒歩２～３分程の場所に事務所を移転し、１０月１５日から業務を開始した。新事務所は以前の事務所より広く、明るく相談スペースも十分になり、手狭だった問題が解消された。</p>
議長	報告（１）について意見、質問はあるか。
各委員	（意見・質問なし）
議長	次に、報告（２）令和５年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について。
報告（２）令和５年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について 等	
事務局（いきいき長寿推進課）	<p>８９ページから９３ページまでの資料については、地域包括支援センターが中心に実施している４大業務について、関係項目の数値をまとめたものである。令和３年度上半期、４年度上半期の数値については、昨年度の資料から引用している。</p> <p>まず、８９ページ・９０ページの「１ 総合相談支援業務」について、総合相談の件数は、微増している。また、地域活動については、地域包括支援センター主催の回数は減少しているが、他機関主催の回数は増加している。これは、包括主催の活動から住民主体の活動につながるよう支援を行っていることが理由の一つとして考えられる。また、介護者サロンの開催が、前年度と比べて２割程度増加しているが、これは、新型コロナウイルス感染症が５類に移行し、休止していた活動の再開ができたためと考えている。</p> <p>次に９０ページ・９１ページの「２ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」については、全体的に増加傾向にあり、ケアマネジャーへの支援や関係機関との連携等について問題なく行われているものと考えている。</p> <p>次に９１ページ・９２ページの「３ 権利擁護業務」については、高齢者虐待や困難事例への対応は微増しているが、成年後見制度の活用、消費者被害の防止は、前年度と比べて２割以上減少している。主なところとしては、成年後見制度については、後見人が選任され、支援が終了した案件が多かったことが理由の一つとして考えられる。消費者被害については、延べ回数は減少しているが、各区の報告にもあるとおり、実件数は増加している。</p> <p>次に９２ページ・９３ページの「４ 介護予防ケアマネジメント業務」については、全体的に横ばいから増加傾向にある。</p>

	<p>なお、94ページから97ページは、地域包括支援センターごとの数値内訳となっており、全ての地域包括支援センターの各項目の小計の一部を特出ししたものが、今まで説明した資料となっている。</p> <p>なお、それぞれの詳細については、各区で開催した地域包括支援センター区連絡会でも報告等をしている旨、申し添える。</p> <p>続いて、資料の98ページは、令和5年度上半期地域包括支援センター介護者サロン実施一覧となる。介護者サロンは、介護をしている人が悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流を図る場や、認知症の人本人やその家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、地域包括支援センターにおいて実施しているもの。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、休止していたサロンの多くが再開し、多くの方に参加いただいた。参加者からは、資料に記載のとおり「話を聞いてもらい、気持ちが楽になりました。」といった好評の声をいただいております、引き続き、介護者の負担が軽減または解消できるよう開催していく。</p>
議長	報告（2）について意見、質問はあるか。
笹川委員	92ページ、介護予防ケアマネジメント業務において、委託可能な介護予防支援事業所が増えていると思うが、委託する数は減っているということか。
事務局（いきいき長寿推進課）	委託率は減少している。
滝澤委員	事業所は増えているが、委託率は減っているということか。
事務局（いきいき長寿推進課）	委員の意見のとおり。
議長	議題1（1）で委託先の事業所についての承認をしたが、事業所が増えることと、実際に委託を受けるかは別の話と思われる。
長田委員	91ページの成年後見制度の活用について、令和3年度から件数が大きく減少している理由は何か。
事務局（いきいき長寿推進課）	後見人の選定により支援が終了したケースがあったため件数が減少している。地域包括支援センターの取組自体については問題ないと認識している。
議長	報告（2）についてよろしいか。
各委員	（意見・質問なし）
議長	次に、報告（3）令和5年度さいたま市地域包括支援センターに

	おける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について。
報告（3）令和5年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について	
事務局（いきいき長寿推進課）	<p>本市の地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価の仕組みについて、「1. 評価の目的等」として、地域包括支援センターが利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所を選定する際は、利用者の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所に偏らないようにするよう、公正・中立性の確保が必要となっている。続いて「2. 対象サービス種類」として、この公正・中立性の評価については、本市では対象サービスを「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の2種類とし、本調査においては、事業者数が少ない市独自基準の緩和型サービスは含めず、従前相当サービスのみで算出している。</p> <p>「3. 評価方法」だが、毎年度1回対象月を指定した時点評価とし、対象サービスである2種類（「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」）のサービス提供事業者の、「サービスを位置づけた人数の占有率」で判定することとしている。</p> <p>判定基準については、108ページとなるが、運営協議会で協議をしていただき、占有率を50%と決定し、この判定基準を超過している地域包括支援センターがあるかどうかということで評価を行い、「特定の事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」が50%以下なら「課題なし」、50%を超える場合「課題あり」としている。</p> <p>「4. ヒアリングおよび指導の実施」について、判定基準を超過し「課題あり」とされた地域包括支援センターに対しては、そのような状況になった理由を記載した文書を提出してもらい、必要に応じてヒアリングや指導を行い、判定結果等を区連絡会及び運営協議会へ報告するものとしている。</p> <p>以上が公正・中立性の評価の仕組みである。</p> <p>次に、今回の調査結果については、109ページ・110ページになるが、対象月を令和5年6月分のサービス提供分とし、109ページが介護予防訪問介護分、110ページが介護予防通所介護分となっている。</p> <p>占有率については各ページの一番右側に記載があるが、今回の調査では、介護予防訪問介護において、「大宮区東部圏域 白菊苑」が50%を超えているという結果となったため、111ページのおお</p>

	<p>り理由を記載した文書が提出された。</p> <p>本市としては、「利用者本人の希望が尊重されている」こと等から、「大宮区東部圏域 白菊苑」の公正・中立は確保できていると判断している。</p>
議長	報告（３）について意見、質問はあるか。
各委員	（意見・質問なし）
議長	<p>今後、介護人材の不足により、一部の事業所に偏らざるをえない状況になると思われるため、介護人材の確保が地域課題となっていくと思う。</p> <p>次に、報告（４）さいたま市第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について</p>
報告（４）さいたま市第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について	
事務局（高齢福祉課）	<p>まず、「１ 計画の概要」の「（１）計画策定の趣旨」について。現行計画が、令和５年度末で期間満了となるため、次期計画期間である「第９期」における高齢者福祉施策及び介護保険制度の運営に係る基本方針、基本目標、介護保険サービス事業量の見込み等を定めるものである。</p> <p>次に「（２）計画の位置付け」について、本計画は老人福祉法、介護保険法、認知症基本法、成年後見利用促進法等に基づく①から⑤までの計画の位置づけを持つ計画であり、これらの計画を一体的に策定するものである。</p> <p>次に「（３）計画の期間」について、令和６年度から令和８年度までの３年間である。</p> <p>次に「（４）計画に定める主な事項」について、①基本方針、基本目標等から成る「計画の基本的枠組み」、②「施策展開・実施事業・活動指標」、③「介護保険サービス事業量の見込み」となる。</p> <p>次に「（５）現行計画からの主な変更点」について、①、認知症基本法の成立に伴い、新たに「総合的な認知症施策の推進」を重点施策に設定すること、②現行計画の重点施策である「介護予防・重度化防止の推進」、「セカンドライフの充実」、「地域の支え合いによる生活支援の体制整備」に、「総合的な認知症施策の推進」を加えた４つの重点施策を展開し、シニア人材の活用と多様な連携を進めながら、高齢者を支え続けることができる地域づくりをより一層推進すること、の２点である。</p> <p>続いて、「２ 計画策定の基本的な考え方」について、左側の「高齢者を取り巻く状況・政策動向」を踏まえ、右側の「計画策定の基</p>

	<p>本的な考え方」として、①健康の維持と介護予防の推進、高齢者が活躍できる場を確保することで、健康寿命の延伸を図ること、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進すること、②シニア人材の活用、多様な主体との連携を推進することで、地域の担い手と介護人材を確保し、高齢者を含めた様々な世代で高齢者を支え続けることができる地域づくりを推進すること、③「認知症施策推進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進すること、などの、5点を本計画の「基本的な考え方」として、取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>続いて、「3 施策体系」について、「基本方針」のもと「自助」、「互助」、「共助・公助」の観点から、3つの「基本目標」を現行計画から継続して定めている。</p> <p>本計画においては、これら3つの「基本目標」と、従来から定めてきた本市の「地域包括ケアシステム」を構成する7つの基本分野を連結させた、施策体系の下で、事業を展開していく。</p> <p>また、基本方針を実現するための4つの重点施策のうち、介護予防・重度化防止の推進、セカンドライフの充実地域の支え合いによる生活支援の体制整備、総合的な認知症施策の推進の4つをしっかりと取り組んでいく。</p> <p>続いて「4次期計画期間の主な介護保険施設整備の見込み」について、特別養護老人ホームの入所待機者数は、令和5年1月1日時点で733人だったが、同じ調査において、空床の数が580人分あることを確認している。これに令和5年4月1日に開設した施設の144人分を加えると、合計で724人分が確保されており、本市においては、概ね待機者は解消されてゆくものと考えている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、次期の特別養護老人ホームの整備計画案については、資料記載のとおり、さいたま市の被保険者に限り入所可能である地域密着型特別養護老人ホームを各年度58人、3年間で174人分を整備する計画としており、広域型特別養護老人ホームについては、整備を見合わせることにする。</p> <p>最後に、計画策定のスケジュールについて、現在、広く市民の意見を伺うため、パブリックコメントを実施している。頂いた意見を踏まえさらに内容の検討を重ねるとともに、並行して国からの介護報酬改定等の情報を基に、新たな介護保険料の案を算定し、本計画案に追記し、3月に策定したいと考えている。</p>
議長	報告（4）について意見、質問はあるか。

各委員	(意見・質問なし)
議長	<p>以前から2025年問題と言われてきたが、9期計画では2025年が計画期間に入ってくる。高齢者人口が増え生産人口が減っていく時代だが、いかに健康に暮らしていけるか、いかに介護状態を予防していくかについて、一層取り組んでいく必要がある。</p> <p>次に、報告(5)地域包括支援センターの現状について</p>
報告(5)地域包括支援センターの現状について	
事務局(いきいき長寿推進課)	<p>令和3年度から5年度までの振り返りと次年度以降に向けた方向性の説明、地域包括支援センターの圏域の考え方、人員配置等について報告する。</p> <p>まず、1.日常生活圏域と必要3職種職員数等の考え方について、現在の日常生活圏域と人員配置について、133ページ下の地図はさいたま市の日常生活圏域を示したものである。さいたま市では市内に27の日常生活圏域を設定し、1圏域に1つの地域包括支援センターを社会福祉法人等へ委託して設置している。地域包括支援センターには、医療、介護、福祉の3職種の専門職(保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士)を高齢者人口等に応じて必要数を配置することとしている。</p> <p>続いて、134ページでは、令和3年度と令和5年度の必要3職種職員数等の推移を表している。令和5年度にかけて、数値に網掛けをしている西区北部と北区北部は、高齢者人口の増加により必要職員数が増加となっている。また、南区中部は職員数が減少しているが、日常生活圏域の見直しを行い、一部の地域が南区東部圏域に変更となった結果によるものである。全体的に高齢者数は右肩上がりではあるが、一部の圏域では微減している圏域もある。</p> <p>続いて、135ページの2.職員の欠員状況について、表は過去3年間の欠員状況について、令和3年12月末時点では8センター、令和4年12月末時点では7センターで欠員が生じていた。令和5年12月末時点では4センターで欠員が生じているが、3職種は揃っている。</p> <p>続いて(2)、欠員の解消に向けた取組について、採用に関する具体的な活動等として、ハローワーク、民間の求人広告や求人サイトへの掲載、人材紹介会社での求人などを実施しているが、採用に至っていない状況となっている。</p> <p>続いて、136ページの3.今後の圏域の考え方等について、(1)日常生活圏域について、地域包括ケアシステムの推進にあたって</p>

は、中心的役割を担う地域包括支援センターの役割が非常に重要であり、その機能が最も効果的、効率的に発揮できる日常生活圏域を設定する必要があるとともに、各日常生活圏域単位での互助による住民主体の多様なサービスの整備や充実も重要となる。従って、第9期計画においても引き続き27の日常生活圏域とし、今後の地域ケア会議などにおける議論や地域の状況を踏まえ、適宜、見直しの検討をしていく方向と考えている。

続いて（2）高齢者人口増への対応について、日常生活圏域内における高齢者人口増加圏域への対応方法の例としては、これまで表のとおり2通りの方法を示してきた。

1つは日常生活圏域の変更を伴う増設、もう1つは、同一の法人が支所として窓口を設置するケースも想定されるが、圏域を変更せずに増設する方法。まず、圏域の変更を伴う増設について、メリットとしては、「1センターの担当する高齢者数が平準化できる」、「人口、地域の社会状況の変化に応じた適切な設定が可能」等があげられる。一方、デメリットとしては、「担当包括が変わることで住民にとって混乱を招く懸念がある」、「地理的にも歴史的にもつながりがある地域を分断してしまう懸念がある」、「適切な運営主体が確保できるか懸念がある」、「コストが高くなる」ことがあげられる。

次に、圏域を変更せずに増設について、メリットとしては、「担当包括が変わることで住民にとり混乱を招く懸念がない」、「コストが抑えられる」等があげられる。一方、デメリットとしては、「担当高齢者数が過大となり一つのセンターの管理能力を超える懸念がある」ことがあげられる。

このような点などを踏まえた検討結果として、「現在、地域包括支援センターと地域住民との信頼関係が構築されていること」や、「地域団体とのネットワーク形成も進んでいること」から、現時点では引き続き圏域の変更は行わずに現状の枠組みを維持することが適当と判断しており、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人ごとに、センターの職員配置を1名配置し、当該人口に応じてセンターの職員数を増やしていくことでセンターの体制の充実を図りつつ、地域住民や自治会等の地域団体の意向などを総合的に勘案し、適切に対応していきたいと考えている。

続いて137ページは、令和5年10月1日時点の高齢者数を基準にした令和6年度の必要3職種職員数等であり、次年度は、北区

	<p>西部圏域、浦和区中部圏域で必要な職員数が増加となる予定。</p> <p>最後に138ページの地域包括支援センターの体制整備等に関する国の動向について、介護保険法の一部改正等に伴い、地域包括支援センターの業務が見直されることとなった。</p> <p>(1) 要支援者に行う介護予防支援については、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できることとなり、指定を受けた居宅介護支援事業所は、市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら実施するかたちとなる。</p> <p>(2) 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務については、居宅介護支援事業所等に総合相談支援業務のみを委託することが可能となり、委託を受けた居宅介護支援事業所は、市町村等が示す方針に従って業務を実施するかたちとなる。</p> <p>それぞれの実施可否については自治体の判断によるが、本市においては、(1)の実施に向けて検討しており、国や先進自治体の動向を引き続き注視し、本市の地域包括支援センターの充実や機能強化等に向けて取り組んでいく。</p>
議長	報告(5)について意見、質問はあるか。
大麻委員	高齢者人口2,000人ごとにセンターの職員配置を1名配置しているとのことだが、地域包括支援センターの業務が増えている中で、センターの配置人数を増員することは検討していないのか。
事務局(いきいき長寿推進課)	本市では、2,000人ごとに1名配置する基準の職員以外に、任意配置職員、地域ケア加算配置職員を各センターに1名ずつ認めている。2,000人ごとに1名の配置基準を見直すことについては、他自治体の状況を参考にしつつ、様々な課題等を総合的に勘案しながら検討していく。
三次委員	<p>2,000人ごとに1名にこだわらず、増員してよいと思っている。27の圏域についても「適宜見直しをする」とあるが、積極的に見直してもらいたい。</p> <p>事務局は、地域包括支援センター職員の現場の声を聞き取っているのか。</p>
事務局(いきいき長寿推進課)	配置基準については、様々な課題等を総合的に勘案しながら検討していく。圏域の見直しについては、例えば地域支援会議等で地域住民や地縁団体等から要望があれば、一緒に検討を進めたい。現場の声については、すべての地域包括支援センターを今年度訪問し、センター長などから意見を伺った。また、各区役所高齢介護課を通

	して、本課へ意見が届くこともある。
巻委員	<p>仮に職員数を増員したとしても、増員分の人数を雇用できるのかという課題がある。各地域包括支援センターの欠員の解消に向けた取り組みは理解したが、求人に対して応募はあるが採用に至らないのか、もしくは応募者もいないのか伺いたい。</p> <p>また、地域包括支援センターで雇用者に対して雇用継続の努力はしていると思うが、市から地域包括支援センターに対してどのようなサポートをしているのか。</p>
事務局(いきいき長寿推進課)	<p>令和5年12月時点で欠員が生じている4センターに状況確認をしたところ、応募者はいると聞いている。また、3センターについては欠員解消の見込みが立っており、見込みが立っていない1センターについても、月に数件の面接や問い合わせがあると聞いている。</p> <p>市から地域包括支援センターへのサポートは、地域包括支援センターの魅力を向上させることや、地域包括支援センターへ支払う委託料について適正な金額を確保できるよう予算措置を行うなどしていきたいと考えている。</p>
議長	報告(5)についてよろしいか。
各委員	(意見・質問なし)
議長	以上で、本日の議事と報告については終了する。
4. 閉会	